

事務連絡  
令和7年12月8日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
施設担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長

**国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付申請に当たっての留意事項について**

令和7年度における国民健康保険調整交付金の交付申請及び事業実績報告については、「令和7年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請及び事業実績報告について（通知）」（令和7年12月5日付け保発1205第3号）により通知されたところですが、国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付申請に当たっては、下記の事項に留意の上、事務を進めていただきますようお願いいたします。

記

**1 国民健康保険へき地診療所の立地条件の把握・確認に係る留意事項**

- （1）昨年から引き続き申請する診療所については、立地条件の変化（他の医療機関の新設廃止や交通事情の変化等）の有無を確認すること。なお、公共の交通機関の1日の運行回数が3往復以下の場合には、徒歩による所要時間とすること。
- （2）離島及び豪雪地域にあっては、その実情を十分に確認し、実態に即した最寄りの医療機関までの所要時間を確認すること。また、豪雪地帯においては、通常時期における交通事情と冬季における交通事情を考慮し、実態に即した所要時間を計測すること。
- （3）当該診療所（歯科診療所を除く。）を中心に、半径4km以内の地域に他の医療機関があっても、その対象となる医療機関が次のような場合には除外して判断しても差し支えないこととする。なお、その場合においては実態等を十分に確認の上判断すること。
- ① 対象となる医療機関の診療日数が週3日以下であり、常時一般診療が行われ

ていない場合。

- ② 対象となる医療機関の医師が、高齢、病気等により診療実態が極めて不規則であり、通常の医療機関としての機能を果たしていない場合。
- ③ 対象となる医療機関が専門的な診療科目（歯科、精神科、産婦人科、眼科等）のみを診療している場合。

（4）歯科単独診療所の最寄り医療機関の判断に当たっては、歯科の医療機関（歯科部門を持つ病院・診療所を含む。）のみを対象として差し支えないこと。

（5）当該地域において、一人の医師が2以上の診療所を管理している場合においては、当該地域がいわゆる「医師へき地」であることを考慮し、各診療所間の距離及び所要時間が「半径4km以内、30分以下」であってもへき地診療所として取り扱うものとし、第1種へき地、第2種へき地の区分については、それぞれの施設から最寄りの医療機関までの距離及び所要時間により判断すること。

\* 国民健康保険へき地診療所の分類

1 第1種へき地診療所

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興特別措置法又は沖縄振興開発特別措置法の指定区域内（以下「特定地域」という。）に所在する施設であって、当該施設から通常の交通機関を利用して30分以内に他の医療機関がないもの、又は、特定地域以外の地域内に所在する施設であって、30分以内に他の医療機関がなく、かつ、当該施設を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

2 第2種へき地診療所

1に該当しない施設であって、当該診療所を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

## 2 年間診療実日数及び実質赤字額の算定に係る留意事項

（1）診療日ごとの医師等の医療活動時間の把握・確認に当たっては、出勤簿、診療日誌、支出簿等により十分に確認すること。

（2）医師等の医療活動時間が4時間以下の場合、診療実日数は半日とすること。

（3）診療実日数には、休祭日を含めて差し支えない。なお、急病患者に対応した場合も同様の取扱いであること。

（4）医療活動時間には、医師が出張診療を行うための移動時間・準備時間、保健師・看護師等医療従事者が行う保健事業等の活動時間を含むものとすること。

（5）支出科目及び収入科目については、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算

定に関する省令」別表第二（第六条関係）を参照すること。

- (6) 実質赤字額の算定に当たっては、医師等の医療活動時間に対応した給与費等により算出し、医師等が2以上の診療所において医療活動を行っている場合は、その活動時間により按分して算定すること。
- (7) 令和7年に設置した診療所であって、既存の診療所を条例改正により国民健康保険直営診療所としたものについては、直営診療所としての診療開始以後に生じた収入と支出から対象経費を算出すること（直診勘定での経理開始前に生じた支出等は対象経費とならないこと）。

### 3 交付申請書及び各様式の記入上の留意事項

#### (1) 別紙様式3

- ① 「利用率」は、「様式第30の附表(2)」診療圏内における施設の利用範囲の割合と同一であること。
- ② 利用率が15%以下（常勤医師がいる診療所については30%以下）及び70%以上のものについては、別葉にして作成すること。
- ③ 利用率が70%以上のものについては、「利用率の低い要因」を「利用率の高い要因」と、また「利用率向上及び経営の健全化対策」を「赤字の要因及び経営の健全化対策」とそれぞれ読み替えて作成すること。
- ④ 「利用率の低い要因」欄は、立地条件及び診療実日数以外の要因についても記入すること。

#### (2) 様式第30

- ① 「施設管理費」の給与費の金額は、同附表(1)の給与費合計額と一致していること。
- ② 指定管理料、医師及び看護師等への業務の委託に要した費用については、「施設管理費」のその他に計上すること。
- ③ 台帳価格に変動を来さない程度の施設又は設備の修繕又は維持等に要した費用については、「施設管理費」のその他に計上すること。
- ④ 備品購入費、医療用機械器具費及び給食用器具費については、取得価格が50万円未満のものに限り計上すること（取得に当たり補助があった場合は当該補助金収入を控除した額を計上すること）。
- ⑤ 「給食費」は、診療所が無床診療所である場合は計上しないこと。
- ⑥ 「公債費」は、一時借入金利子のみ計上すること。（長期借入金利子は対象外）

#### (3) 様式第30の附表(2)

- ① 「診療圏内・外」の区分については、当該診療所を受診する被保険者の診療報酬明細書等により、その地域の受診傾向やいわゆる生活圏であること等を十

分に確認し、区分すること。

- ② 「診療圏外」における「半径 4 km以内」の地域にあっては、その実態等について具体的に調査を行い区分すること。
- ③ 第 2 種へき地診療所については、「診療圏内・半径 4 km以内の地域」の人口により申請額を算定すること。

#### 4 添付書類について

交付申請書に添付する書類については以下のとおり。

- ① 様式第 30 の「1 診療の状況」、「3 経理の状況」及び同附表(1)「給与費内訳書」の金額を確認した書類(それぞれ一覧表などにまとめたもので可。)
  - ※ 「3 経理の状況」における支出のうち、工事請負費、修繕費及び備品購入費について、それぞれの合計額が 50 万円以上となる場合は、その内訳が分かるようにすること。
  - ※ 医師等の出勤簿の写し及びへき地診療所の付近地図は添付不要。
- ② 指定管理者制度を導入している診療所については、協定書の写し等、管理業務内容が分かる書類(診療業務を委託している場合は契約書の写し等)
- ③ 令和 7 年に設置した診療所の申請については、国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し、診療所の付近地図、国民健康保険特別会計直診勘定の予算書(見込書)抄本の写し及び設置理由(任意様式)

#### 5 その他

(1) 令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの収支を助成対象とすること。

(2) この交付金と助成対象経費を重複して、他の国庫補助金の交付を受けてはならないこと。

(3) 報告書については、「別表 1」の作成区分により「国保事業報告システム(保健事業分)」等で作成し、令和 8 年 1 月 20 日までに別表 1、別表 2 及び添付書類の電子データ(PDF 形式)を以下アドレス宛てに提出すること。

※ 郵送での提出は不要。

※ 別紙様式 1、別紙様式 2 及び様式 30 については「国保事業報告システム(保健事業分)」で作成したもの(様式右下に作成日時が入ったもの)を提出すること。

なお、「国保事業報告システム(保健事業分)」により作成するへき地運営費分の電子データ(LZH 形式)については、直診特別分と併せて令和 8 年 2 月 13 日までに電子メールで送付すること。

※ 2 月上旬に当係より提出依頼を別途連絡する予定。

○メール送付先: 厚生労働省保険局国民健康保険課 (kokuho@mhlw.go.jp)